

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第161号

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則

京都市みどり管理事務所規則の一部を次のように改正する。

第5条第4号及び第5号中「及び保健福祉局」を「，保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)